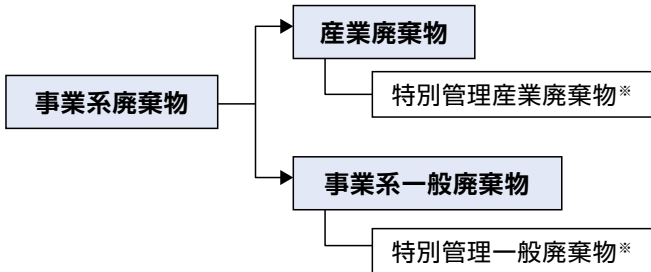


# 産業廃棄物の適正処理のために



## ■ 事業系廃棄物とは

事務所、工場、商店、飲食店、病院、学校、官公庁などの事業活動に伴って生じた廃棄物で、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に大別されます。



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など政令で定めるものが該当します。(5ページ参照)

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいい、事務所から出る不要な紙や飲食店の食べ残しなどが該当します。

※産業廃棄物（一般廃棄物）のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあるものは、特別管理産業廃棄物（特別管理一般廃棄物）に区分されます。

## ■ 事業者（排出事業者）の責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を **自らの責任で適正に処理**しなければならない。」と定められています。自ら処理する場合にも処理基準が適用されます。

### 【処分に係る基準】

- 廃棄物が飛散し、流出しないこと。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 廃棄物を焼却する場合には、法で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

※焼却施設の規模により、産業廃棄物処理施設の設置許可及びダイオキシン類対策特別措置法や大気汚染防止法などの届出が必要な場合があります。

### 建設工事で発生する産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります！

- 元請業者が、建設工から生じる産業廃棄物の処理（収集運搬、処分）を他人に委託する場合は、許可業者に委託しなければなりません。元請業者が、下請負人に処理を委託する場合も、法令で定められている場合を除き、下請負人が産業廃棄物処理業の許可を有している必要があります。
- 下請負人が、不法投棄や違法焼却などの不適正な処理を行うと、元請業者も責任を問われます。

## 野外焼却や不法投棄は重大な犯罪であり、重い罰則が科せられます！

【野外焼却の事例】



【不法投棄の事例】



## 産業廃棄物の処理を委託する場合

産業廃棄物の処理（収集運搬、処分）を委託した場合であっても、委託した産業廃棄物が不適正に処理され、それにより生活環境の保全上の支障が生じた場合には、排出事業者も措置命令の対象となる場合があります。

不当に安い金額ではないか、処理が適正に行われたかを確認し、排出事業者としての責務を果たしましょう。

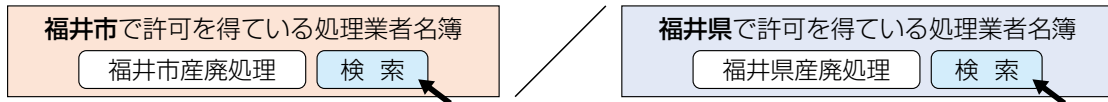
### 【産業廃棄物の処理を委託する場合の注意点】

- 産業廃棄物の種類に応じて許可のある「収集・運搬業者」「処分業者」に委託すること。
- 委託契約は**書面**で行うこと。
- 委託した産業廃棄物を引き渡すと同時に**マニフェストを交付**すること。
- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する者に対してあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱い上の注意事項を書面で通知すること。
- 処理を委託した後も、それが適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでは最終的な責任を負います。委託した産業廃棄物の処理状況の確認を行い、一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じること。

#### 【必要な措置の例】

- 委託先がホームページ等で公表している情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認する。
- 委託先の事務所や施設を視察し、適正な処理能力を有するか、施設外への廃棄物の飛散はないかなどを実地で確認する。
- マニフェストが法で定められた期間内に返送されない場合は、返送されない理由や処理状況を委託業者に確かめる。
- 不適正な処理がされており、改善が見込めない場合は、別の処理業者に委託するなどの措置をとる。

### ● 産業廃棄物処理業者を探したいときは



それぞれのホームページで公表しています

なお、市では処理業者の斡旋は行っておりません。

処理業者の紹介を受けたい場合は、(一社)福井県産業資源循環協会(TEL0776-57-0070)までお問い合わせください。

## ✓ チェック 1 書面による委託契約書の締結

- 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物の種類に応じて許可がある「収集・運搬業者」及び「処分業者」とそれぞれ**書面で契約（2者契約）**する必要があります。収集運搬業の許可しか持たない者と中間処理も含めた契約を行うことや事業者・収集運搬業者・処分業者の3者契約を行うことは違法です。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は同一の契約でも差し支えありません。
- 委託する産業廃棄物の種類が、許可業者の事業の範囲に含まれているかを許可証で確認して下さい。
- 契約書は契約終了日から5年間の保存義務があります。

### 【委託契約書の記載事項】

#### 運搬、処分（中間処理、最終処分）共通事項

- 産業廃棄物処理業者の許可証の写し又はその業務を受託できる事業者であることを証する書面（認定証等）の写しの添付
- 委託する産業廃棄物の「種類」、「数量」
- 委託契約の「有効期間」
- 委託者が受託者に「支払う料金」
- 受託者が許可業者の場合、「事業の範囲」
- 産業廃棄物の「性状」、「荷姿」
- 「通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化」に関する事項
- 「他の廃棄物との混合などにより生ずる支障」に関する事項
- 「JIS C0950に規定する有害物質（鉛など6物質）の含有マークの表示」
- 「石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその事項」
- 「その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」
- 「委託契約期間中に産業廃棄物の情報に変更があった場合の伝達方法」に関する事項
- 「受託業務終了時の委託者への報告」に関する事項
- 「契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い」に関する事項



#### 運搬の記載事項

- 運搬の最終目的地の所在地  
〔積替保管をする場合は次の事項も含める〕
- 積替又は保管を行う場所の所在地
- 積替又は保管できる産業廃棄物の種類
- 積替のための保管上限
- 積替又は保管をする場所において安定型産業廃棄物と他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

#### 処分の記載事項

- 処分又は再生の場所の所在地
- 処分又は再生の方法
- 処分又は再生の処理能力
- 最終処分の場所の所在地
- 最終処分の方法
- 最終処分の処理能力

## チェック 2 マニフェストの交付

マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは、処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことの確認を産業廃棄物管理票の返送を受けることによって行うもので、このことにより委託契約書のとおり適正処理されることを確保するものです。

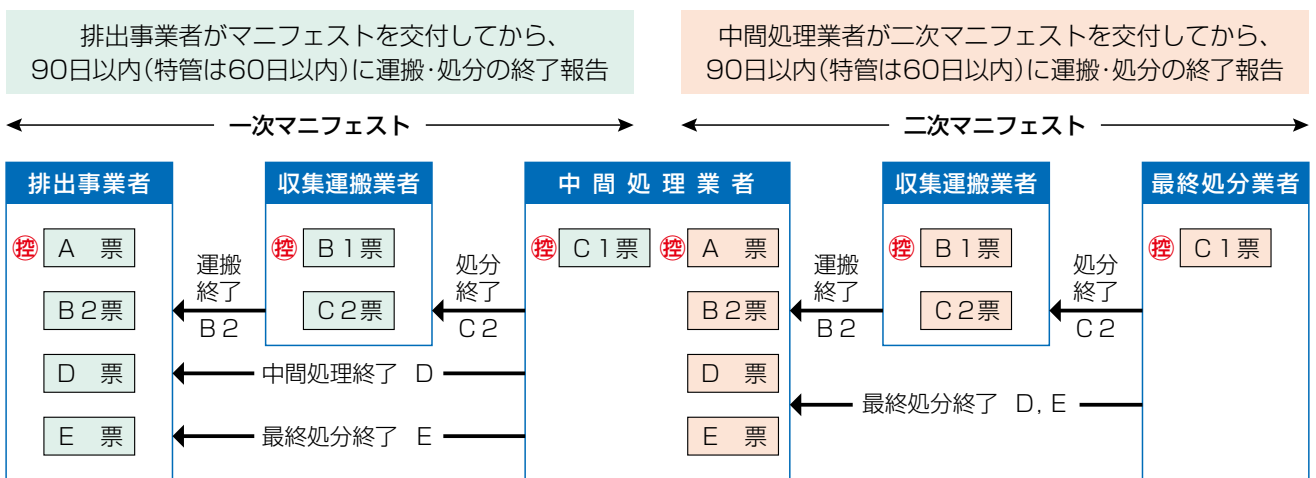
### 【紙マニフェストの例】



### 【マニフェスト交付の注意点】

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先（処分事業所）ごとに交付すること。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡すごとに交付すること。
- 排出事業者のマニフェスト交付担当が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称などを正確に記載した上で交付すること。
- マニフェストは、交付の日又は送付を受けた日から5年間保存すること。
- マニフェストが報告期限を過ぎても処理業者から返送されない場合には、委託した産業廃棄物の処理状況を速やかに把握すること。また、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を福井市長に報告すること。

### 【マニフェストの流れ】



排出事業者がマニフェストを交付してから、180日以内に最終処分の終了報告

- A 票：排出事業者の控え
- B 1 票：運搬業者の控え
- B 2 票：運搬業者から排出事業者へ送付(運搬終了後10日以内に)
- C 1 票：運搬業者から処分業者へ回付
- C 2 票：処分業者から運搬業者へ送付(処分終了後10日以内に)
- D 票：処分業者から排出事業者へ送付(中間処理終了後10日以内に)
- E 票：処分業者から排出事業者へ送付(最終処分終了後10日以内に)

### ■ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況報告書の提出

排出事業場ごとに、毎年6月30日までに前年度の産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況について報告書を福井市長に提出する必要があります。ただし、電子マニフェストの場合は報告不要です。

### ■ 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書の提出

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物については50 t）以上であった事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を提出する必要があります。また、福井県ではさらなる廃棄物の減量化を推進するため、前年度の産業廃棄物の発生量が500 t 以上1,000 t 未満の事業場についても減量化等に関する計画を作成し提出していただいております。

### ■ 紙マニフェストの販売先

（一社）福井県産業資源循環協会 福井市米松2丁目24-20梅鉢ビル102号（TEL. 0776-57-0070）

建設系廃棄物マニフェストについては、下記で取り扱っています

（一社）福井県建設業協会 福井市御幸3丁目10-15（TEL. 0776-24-1184）

### ■ 電子マニフェストへの加入

紙マニフェストに代えて電子マニフェストに加入すると、記入や保管の事務が簡素化できるうえ、情報処理センターにアクセスすれば、処理状況が簡単に確認できるメリットがあります。電子マニフェストを運用するためには、事業者、収集運搬業者、処分業者の3者とも情報処理センターに加入する必要があります。

### 【電子マニフェストお問い合わせ先】

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(URL) <http://www.jwnet.or.jp>

### チェック 3 産業廃棄物の保管（排出場所で運搬されるまでの間保管する場合）

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、**保管基準**を遵守しなければなりません。

- (1) 周囲に **囲い**（高さはおおむね1.8m以上）が設けられていること。  
保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 産業廃棄物の保管場所には **掲示板** が設けられていること。

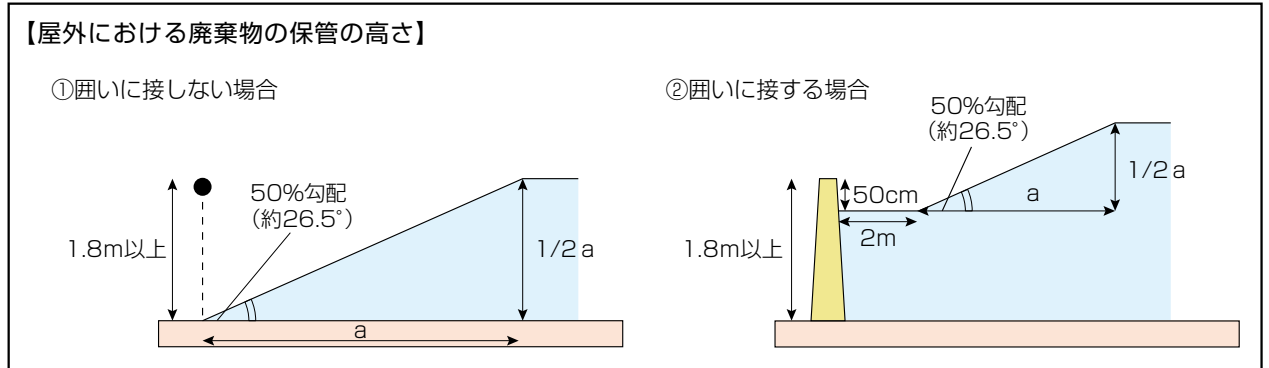
**【掲示板の例】**

産業廃棄物の保管場所			
設置者名			
産業廃棄物の種類	「石綿含有産業廃棄物」 「水銀使用製品産業廃棄物」 「水銀含有ばいじん等」 が含まれる場合はその旨		
最大積み上げ高さ	屋外で容器を用いずに保管する場合		
管理者名		連絡先	
← 60cm 以上 →			



- (3) 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生などがないように措置を講じること。
- (4) 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域および地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (5) 保管場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合には次のようにすること。
  - ① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%\*以下。
  - ② 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%\*以下とする。

\*勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度



- (7) 石綿含有産業廃棄物にあつては、次の措置を講ずること。
  - ① 保管場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
  - ② 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

#### 【石綿含有産業廃棄物とは】

工作物の新築、改築または除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

- ・ 石綿含有スレート、石綿含有サイディング、石綿含有ビニル床タイルなど
- ・ 吹付け石綿、石綿保温材・断熱材などの廃石綿等を除く。

※特別管理産業廃棄物においては、上記に加え、その種類ごとに講ずべき保管基準があります。（6ページ参照）

#### 建設系廃棄物の事業場外保管

建設工事に伴い生じる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を、排出した事業場の外で自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上）する場合は、事前に福井市長に届出が必要です。

## 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定めるもの（次の20種類に分類されます）

種類	具 体 例	
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	② 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥（余剰汚泥）、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	⑨ ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱 さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する各種廃材等の不要物
	⑫ ばいじん	「大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじん」であって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、「パルプ、紙又は紙加工品の製造業」、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	⑭ 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにPCBが染み込んだもの
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだもの（合成繊維は廃プラスチック類） 【具体例：木綿くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず等】
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は一般廃棄物） 【動物性残さの具体例：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、卵から、貝がら、羽毛等】 【植物性残さの具体例：酒かす、豆腐かす、米・麦粉、野菜くず、葉草かす、油かす等】
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳ 政令第13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの 【具体例：有害汚泥のコンクリート固形化物等】	

## ■ 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）	
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液	
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	医療機関等から生じ、感染性病原体を含む若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物（血液、使用済の注射針等）	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布され又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着し又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBが省令で定める基準に不適合なもの
	廃水銀等及びその処理物	特定の施設において生じた廃水銀等、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	石綿建材除去事業（吹付石綿、石綿保温材等の建設材料であって石綿を含むもの）
	鉱さい	省令で定める基準に適合しないもの
	燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油	特定の施設等から発生したもので、有害物質が省令で定める基準に適合しないもの

※特別管理産業廃棄物を保管するときは、通常の保管基準（4ページ）に加えて、以下の保管基準を遵守する必要があります。

- (1) 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じること。  
ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混在する場合で、これら感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類ごとの必要な措置
  - ・廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れて密封するなどの揮発防止及び高温にさらされないための措置を講じること。
  - ・廃酸又は廃アルカリは容器に入れて密封するなど、腐食を防止するための措置を講じること。
  - ・PCB汚染物又はPCB処理物は、その腐食防止に必要な措置を講じること。
  - ・廃石綿等は、梱包するなど飛散防止に必要な措置を講じること。
  - ・腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど腐敗防止のために必要な措置を講じること。

## ■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場についてはこの限りではありません。なお、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は以下の通りです。

- ① 理学、薬学、工学、農学等の一定の学歴に加え、廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有する者
- ② 感染性産業廃棄物のみを扱う場合は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士の資格を有する者
- ③ 上記①②と同等以上の知識を有すると認められる者（特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了者等）

発行 福井市 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

TEL：0776-20-5398 FAX：0776-20-5675

[平成31年4月版]